



みんなで作ろう！ 宮田村むらづくり基本条例

No. 10
発行：むらづくり
基本条例策定委員会
平成 27 年 6 月

『条文』案 作成いよいよ大詰め！

第9回宮田村むらづくり基本条例策定委員会は5月14日に開催されました。これまで住民、議会、行政の各部会で出された意見をもとに、目的や定義、基本原則、村民、議会、行政の責務など計39条の条文がまとまってきました。

この日の委員会では、課題になってきた、住民投票をどう取り扱うかについて、各部会で話し合われた結果を出し合い確認しました。

住民部会（むらづくり委員会）

■住民の意見をよく聞くといいベースは一緒。住民投票をしなくても、住民の意見をむらづくりに反映できるように、別の条文に書いてもらう方向



第9回策定委員会のようす

で、直接条文には盛り込まない。よい。

議会部会

■解説文に検討する手法としてアンケートや住民投票を記載する。

住民部会の意見

を尊重する。

行政部会

■村の重要な案件を処理するときには、住民の意思を確認する機会を設ける。

各部会の意見を踏まえ、住民の意見を反映される仕組みを整備するという内容を盛り込んだ、次の条文とすることを確認されました。

第〇条 議会及び行政は、村民の多様な意見及び提言等がむらづくりに反映される仕組みを整備するとともに、それを踏まえた施策づくりを推進しなければならない。

完成した条文案は、7月に

開催される地区説明会で、村民のみなさんご意見を聴取しながら修正していきます。

地区説明会

- ① 7月7日 〇
会場：南割拠点施設
 - ② 7月8日 〇
会場：うめっこらんど
 - ③ 7月9日 〇
会場：村民会館
- ※時間はいずれも午後7時から

前文の作成作業も進行中

5月31日に開催されたむらづくり委員会（住民部会）では、条例の前文にどのような理念を盛り込むかを話し合い、これまでの議論の中で出された次のキーワードを盛り込み、前文を作成することを確認しました。

- ① 村の成り立ちと現在まで
- ② 村の将来像
- ③ どうしたいのかを宣言
- ④ この条例を作ってきた方法
- ⑤ むらづくりの基本理念

圖みらい創造課

☎ 85・3181